



みとり
水土里ネット
 とくとくと
 会津北部土地改良区広報

第97号

令和7年6月1日発行

会津北部土地改良区 広報

〒966-0017

福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1

TEL 0241-22-7356 FAX 0241-22-7396

組合員数 3,711人 受益面積 4,766.2ha



目次

・理事長挨拶	2
・第49回通常総代会開催	2
・令和7年度 事業計画・予算	3
・令和7年度 賦課基準と 賦課金のお支払いについて	6
・東北農政局会津北部建設所より	7
・関連事業実施状況	8
・かんがい用水の運用	10
・おしらせ	11
・届け出を忘れずに	12

理事長あいさつ



会津北部土地改良区
理事長 山田 義人



組合員の皆様におかれましては日頃より、当改良区の土地改良事業の推進・業務の運営にあたり、特段の御支援、御協力を頂いておりますことに、衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

利水と治水。水を治め、その水を利用することは、古来より地域発展創造の要でありました。会津北部土地改良区の先人・諸先輩方は、地域農業の発展に夢を抱き、将来を見据え、先見の明をもって様々な事業に取り組まれました。

農業用水の安定供給・治水・水道用水確保のため、日中ダムを新たに造成し、関柴ダム・大平沼を改修、大平沼には国営事業第1号となる小水力発電所を新設、12箇所の国・県営頭首工、30路線にもなる幹線支線用排水路の整備、そして、これらの施設を一元的に集中管理する水管理システムの構築など、会津北部地域の地理的条件に寄り添って、効率的かつ効果的に水の運用が図れるよう、素晴らしい見識でこれらを築いてくださいました。

今、私たちは、その恩恵にあずかり、今日があります。我々が何気なく目にし、当たり前、そこに流れ、使っている水は、これら先輩方の努力の結晶なのです。

造成から25年以上が経過し、老朽化が顕著であったこれらの施設は、専門家による機能診断の結果を受けて、平成28年度より国営かんがい排水事業、平成30年度より県営水利施設保全高度化事業が実施されました。事業費は合わせて72億円、うち組合員負担4億円、十年の歳月をかけて施設の長寿命化と機能の向上を図るべく、関係各位のご協力を得て、保全対策事業に取り組んで参りました。そして、無事、令和7年度に事業の完了を迎えることとなります。

この間、賦課金は平成27年度の水準を維持しながら、組合員の負担を増やすことなく、これら事業の実施に必要な負担金を満額確保することができました。また、国営事業での大平沼小水力発電所更新により、フィット固定価格買取制度の適用で、既に売電収益は倍増し、その用途に一部制限はあるものの、維持管理費の安定財源として、組合員負担のさらなる軽減が実現したところで。

ここに、当区組合員のために、これまで多大なるご尽力を賜りました、国・県・市町村、関係各位に、あらためて厚く御礼と感謝を申し上げるところであります。

約4,700haの広大な農地に、農業用水を安定的に供給すること、そして農業用水が担う地域用水など多面的機能の発揮には、施設の整備・保全のみならず、組合員の皆さま、地域住民の皆さまのご理解とご協力が必要不可欠であります。これら施設を適正に維持管理するとともに、水利委員会や関係機関と連携しながら用水の運用に努めてまいります。

結びに、農業情勢が目まぐるしく変化するこの令和の時代においても、先人の方々が、未来を築くために、ご尽力されてきた志をしっかりと受け止め、役職員が一体となって、地域農業の発展のため、適正な組織運営に努めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願いして、ご挨拶といたします。

第49回 通常総代会 開催

提出議案

- 報告第1号 令和6年度 中間監査報告について
- 議案第1号 令和6年度 事業計画の変更について
- 議案第2号 令和6年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
- 議案第3号 過年度発行賦課金の不納欠損処分について
- 議案第4号 定款の一部変更について
- 議案第5号 規約の一部改正について
- 議案第6号 係・委員会等処務規程の制定と係処務規程及び各委員会処務規程の廃止について
- 議案第7号 役員・総代報酬費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正について
- 議案第8号 令和7年度 事業計画について
- 議案第9号 令和7年度 賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
- 議案第10号 令和7年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支予算について
- 議案第11号 令和7年度 予算外負担契約について

令和7年3月27日に第49回会津北部土地改良区 通常総代会が、当区大会議室にて開催されました。

総代定数50名、現員数48名の内40名の出席を得て、議長に 相良 静雄 総代(関柴町)が選出され、議事録署名名人に 大塚 則嘉 総代(塩川町)、大竹 久雄 総代(熱塩加納町)が指名されました。

報告1件、議案11件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。



議長 (相良総代)



来賓挨拶 (会津北部農業水利事業建設所)



開会挨拶 (副理事長)



承認をする総代の皆様

令和7年度 事業計画・予算

1. 事業計画

(1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	36,350千円	代かき期:5月6日～5月20日 普通期:5月21日～9月6日 非かんがい期:9月7日～翌5月5日	国営施設:日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設:半在家等 H30.2 福島県知事 団営施設:中江堰等 R06.5 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める非かんがい許可量と年間総取水量を超えない範囲で、管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
中央管理センター	—				—	TM/TC 親局1 子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録
松野頭首工	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917m³/s
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663m³/s
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量1.640m³/s
大平沼ダム	濁川	福島県 (農林水産省)	土地改良区 (農林水産省)	受託 譲与	609.9	堤体:県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m³
関柴ダム	姥堂川				1,190.1	堤体:県営災害復旧 S34 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量935千m³
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池
松野本頭首工	濁川	福島県	土地改良区	譲与	392.1	可動堰 河川ゲート5門 取水工右岸 最大取水量1.502m³/s
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量1.186m³/s
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.792m³/s
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸 最大取水量0.550m³/s
半在家頭首工	濁川				173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量0.473m³/s
慶徳頭首工	濁川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸 最大取水量0.559m³/s
堂畑頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.456m³/s
諏訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量0.338m³/s
小塩堰	大塩川	県(河川)			41.0	大塩川河川改修補修施設
栗生沢堰	押切川	福島県	土地改良区	譲与	35.2	既設利用・県ぽ改修
中江堰	濁川	県(河川)			44.1	濁川河川改修補償施設
中の沢揚水機	—	土地改良区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産
支線用排水路	—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団営かん排など

(2) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	4,952千円	代かき期:5月6日～5月15日 普通期:5月16日～9月6日	団:遠田貝沼用水樋管 R06.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	174.7	渦巻きポンプ450mm電動機132kw 渦巻きポンプ350mm電動機75kw VUφ500~600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0.567m³/s

(3) 遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	947千円	代かき期:5月6日～5月15日 普通期:5月16日～9月6日	団:遠田第二揚水機 R03.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250mm電動機15kw 最大取水量0.088m³/s

(4) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内 容	八方頭首工 受託施設諸元						
	事業費	河川	事業主体/所有	管理者	形態	受益面積 (ha)	諸 元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町を事業主体とする基幹水利施設管理事業 八方頭首工の取り組みにより、八方頭首工の操作管理業務を受託する。	2,022千円	押切川	農 林 水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	操作 受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851m³/s

(5) 大平沼発電事業実施計画

内 容	大平沼発電所 施設諸元						
	事業費	河川	事業主体/所有	管理者	形態	諸 元	付 記
国営会津北部農業水利事業により造成された大平沼発電所において発電事業を実施する。また、発電収益を利用し、各施設の電気料を賄うとともに、他の土地改良施設の維持管理経費の負担軽減を図る。	45,363千円	濁川	農 林 水産省	会津北部 土地改良区	管理 受託	三相交流同期 発電機 最大出力: 570kw 計画発生電力: 3,200Mwh/年	令和7年度 売電収入見込額 73,920千円 支出見込額 ・日中ダム水系施設購入電気料 7,000千円 ・発電施設の運営経費 37,461千円 ・積立資産積立 902千円 ※一般会計 土地改良施設管理費への 充当見込額 30,000千円

2. 地区面積および組合員数

項目	市町村	喜多方市				北塩原村	会津坂下町	湯川村	合計
		旧喜多方市	塩川町	熱塩加納町					
地区面積 (ha)		2,792.4	1,213.8	589.7	4,595.9	161.0	7.9	1.4	4,766.2
内 訳	田	2,769.5	1,213.8	543.4	4,526.7	161.0	7.9	1.4	4,697.0
	畑	22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合人数 (人)		2,174	801	552	3,527	146	37	1	3,711

3. 関連事業実施計画

(1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区 分	全 体	令和 6 年度まで	令和 7 年度	付 記
会 津 北 部	事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設 保全対策工 一式 ・八方頭首工ほか3頭首工 ・八方幹線用水路 ほか4路線 ・日中ダム 取水塔管理橋 ・大平沼、関柴ダム 取水放流設備 ・小水力発電所 水管理施設 更新・新設 一式 ・測量試験費 一式 ・営繕費等事務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・八方頭首工 ほか3頭首工 保全対策 一式 ・八方幹線用水路 ほか4路線 保全対策 一式 ・大平沼、関柴ダム 保全対策 一式 ・大平沼小水力発電所更新 ・計装機器更新 一式 ・水管理施設更新 一式 ・頭首工等実施設計 一式 ・営繕費等事務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム・頭首工附帯設備 補修工事 一式 ・塩川幹線用水路 補修工事 一式 ・水管理施設附帯設備 更新 一式 ・営繕費等事務費 	平成28・29年度 事業費負担分 国 66.66% 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17% 平成30年度 事業費負担分より 国 66.66% 県 19.34% 市町村 9.00% 受益者 5.00%
	事業費	6,668,000千円	6,248,000千円	※1 420,000千円 (194,000千円)	H28-R07(10年間)

※1:令和7年度事業費420,000千円のうち、当初予算概算要求額。

(2) 県営水利施設等保全高度化事業 (一般型 (基幹水利施設保全型))

地区名	区 分	全 体	令和 6 年度まで	令和 7 年度	付 記
会 津 北 部	事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・県営造成頭首工、用水路 施設機械等 保全対策工 一式 ・用水路保全対策工 一式 ・測量試験費 一式 	<頭首工> ・半在家外7頭首工 電気設備更新 ・半在家外2頭首工 開閉装置点検整備 <用水路> ・半在家用水路外3路線 保全対策工 ・実施設計	R06追加補正繰越工事 <頭首工> ・綱取頭首工 流調G巻上機更新 一式 ・松野本頭首工 河川G巻上機更新 一式 ・一の堰頭首工 河川G油圧工外更新 一式 ・慶徳頭首工 河川G配管バルブ設置 一式 ・施設台帳作成 一式	国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
	事業費	484,000千円 (516,000千円)	451,000千円	※1 33,000千円 (32,000千円)	H30-R07(8年間)
	負担額	82,280千円 (87,720千円)	76,670千円	※1 5,610千円 (5,440千円)	改良区負担額

※1:令和6年度追加補正予算を次年度へ繰り越し、令和7年度に工事を実施する。

※2:令和6年度追加補正分の地元負担金として、令和6年度納入となる金額。

(3) 関連する市町村営事業（土地改良区への支援・土地改良区受託事業）

事業名	事業費	事業実施主体	付記
国営造成水利施設管理強化事業 会津北部地区	7,956千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	多面的経費 補助対象 維持管理経費の37.5% 国50%・県25%・市町村25%・組合員負担なし
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	3,841千円		土地改良区へ操作委託費 1,614千円 国30%・県30%・市町村20%・組合員負担20%

(4) 県営日中ダム管理事業

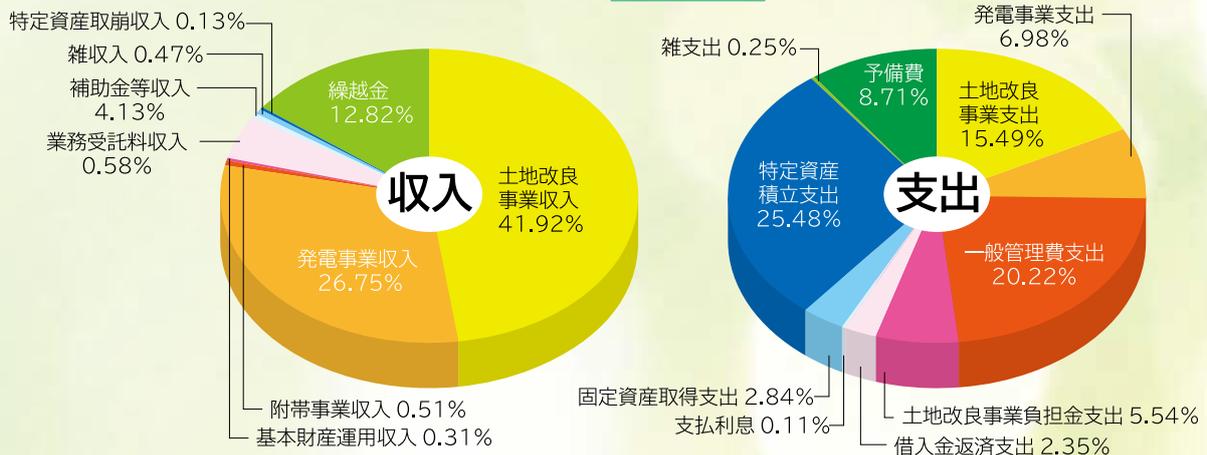
令和7年度事業費	施設管理者／所有持分			管理形態	農水側負担額	土地改良区 組合員負担額	日中ダム諸元	
	農水	農林水産部	49.0%				造成主体	付記
139,363千円	農水	農林水産部	49.0%	管理受託	67,753千円	14,531千円 <small>うち市町村補助金 3,446千円</small>	農林水産省	【非洪水期 11月1日～6月13日】 満水位 標高 480m 総貯水量 24,600千㎡ 有効貯水量 23,100千㎡
人件費 21,045千円	治水	県土木部【代表】	47.5%	所有	-	-		【洪水期 6月14日～10月31日】 満水位 標高 463m
運営費(基幹水利) 51,916千円	上水	喜多方市水道課	3.0%	所有	-	-		洪水調整容量 11,000千㎡
運営費(適正化事業) 66,402千円	発電	東北自然エネルギー(株)	0.5%	所有	-	-		農業用水容量 11,300千㎡ 水道用水容量 800千㎡

4. 令和7年度 収支予算書 総括表

(単位:千円)

収入	科目	予算額			科目	予算額			支出
		①+②	一般会計①	大平沼発電会計②		①+②	一般会計①	大平沼発電会計②	
	土地改良事業収入	115,855	115,855	0	土地改良事業費支出	42,817	42,817	0	
	発電事業収入	73,920	0	73,920	発電事業支出	19,296	0	19,296	
	附帯事業収入	1,400	1,400	0	一般管理費支出	55,885	47,395	8,490	
	基本財産運用収入	844	844	0	土地改良事業負担金支出	15,300	15,300	0	
	特定資産運用収入	1,047	961	86	借入金返済支出	6,503	6,503	0	
	補助金等収入	11,405	11,405	0	支払利息	292	292	0	
	交付金収入	1	1	0	固定資産取得支出	7,854	7,602	252	
	寄付金収入	1	1	0	特定資産積立支出	70,419	53,310	17,109	
	業務受託料収入	1,614	1,614	0					
	雑収入	1,285	1,280	5	雑支出	703	701	2	
	借入金収入	1	1	0	国庫納付金支出	1	0	1	
	特定資産取崩収入	347	342	5					
	他会計貸付金回収収入	201	201	0	他会計貸付金貸付支出	3,000	3,000	0	
	他会計借入金収入	3,000	0	3,000	他会計借入金返済支出	201	0	201	
	他会計繰入金	30,000	30,000	0	他会計繰出金	30,000	0	30,000	
	繰越金	35,419	35,355	64	予備費	24,069	22,340	1,729	
	収入合計	276,340	199,260	77,080	支出合計	276,340	199,260	77,080	

構成比



令和7年度 賦課基準

賦課金は維持管理計画書(県知事認可)に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取り組みにより組合員の維持管理費負担軽減を図ります。

	前期	後期
賦課発行日	6月19日	9月18日
納入期限日	7月23日	10月22日

賦課種別	賦課金総額(円)	対象面積(ha)	10a当り賦課額(円)				備考
			年度賦課金(円)	前期		後期	
一般経常賦課金	51,743,000	4,683.45	1,100	田 550	田 550		
		69.26	330	畑 165	畑 165		
一般経常無行帰沼賦課金	59,000	13.55	440	田 440		喜多方市 入田付地区	
日中ダム水系基幹施設維持管理賦課金	49,680,000	4,516.62	1,100	田畑 550	田畑 550		
遠田貝沼揚水機等基幹施設維持管理賦課金	4,952,000	206.41	2,400	田 1,200	田 1,200	R6年度 2,200円	
遠田第二揚水機維持管理賦課金	947,000	29.67	3,200	田 1,600	田 1,600		
日中ダム水系基幹施設 県営・団体営事業賦課金	6,318,000	4,508.73	140		田畑 140	喜多方市・北塩原村	
		7.89	100		田 100	会津坂下町	
反田県営事業 償還賦課金	334,000	39.23	853		田畑 853		
反田県営事業 暗渠排水償還賦課金	5,000	0.68	750		田 750		
反田県営事業 客土償還賦課金	23,000	0.77	3,000		田 3,000		

現在ご利用可能な お支払い方法

①口座振替

取扱金融機関

- ・ JA 会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
- ・ ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、**前期7月23日・後期10月22日**です。

納付期限の前日までに、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

②窓口によるお支払い

- ・ 会津北部土地改良区
- ・ JA 会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)

③コンビニエンスストア等でのお支払い『払込取扱票』

取扱店舗

- ・ コンビニエンスストア(土日祝日24時間お支払い可能)
→セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ 他
- ・ MMK 設置店(一部店舗は取扱いなし)

※土地改良区で現金による集金は行っておりませんのでご了承ください。

令和6年度よりコンビニ納付ができるようになり、窓口支払からコンビニ納付等へ順次切り替えております。ご要望の方はご連絡ください。



⚠ 期限内の納付を!!

納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されます。期限内の納付をお願いいたします。

近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。

所有者が組合員で賦課金が未納となる場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

令和6年度 滞納処分実施状況について

滞納者には電話連絡、文書による催告・戸別訪問を実施して滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性の観点から、土地改良法第39条第5項に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が滞納処分を執行することになります。

財産調査：1件
賃借料差押：1件
納入：1件

農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業建設所 富谷 忠之 所長 ご挨拶



会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃から国営会津北部農業水利事業の推進にあたりまして、多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年5月29日に農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の改正法が成立し、同年6月5日に施行されました。続いて、この改正基本法に掲げた理念の実現に向け、初動5年間において農業の構造転換を集中的に推し進められるよう新たな「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定されました。また、改正基本法の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全が的確に実施できるよう「土地改良法」の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されました。これらは、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動等の影響、人口減少や高齢者の引退による基幹の農業従事者の急減などの農林水産業を取り巻く環境の変化に対応するためのもので、今後は改正基本法等に即してこの変化に対応し、食料安全保障の抜本的強化を図るための各種施策を進めていくこととなります。

このような情勢の中、国営会津北部農業水利事業につきましては、平成28年度の事業着手後、順次工事を進め、本年度で事業完了を迎えることとなりました。これもひとえに貴土地改良区の職員及び組合員の皆様や関係機関及び地元の皆様からのご支援、ご協力の賜物と思っております。

事業着手後は、平成28年度の下台幹線用水路の改修工事から着手し各幹線用水路の改修工事を進め、令和元年度からは八方頭首工の改修工事に着手、令和3年度には下台頭首工、令和4年度には松野頭首工及び塩川頭首工の改修工事に着手して各工事とも令和6年度までに完了いたしました。ダム取水施設については、令和元年度から大平沼の取水設備の改修工事に着手し、令和3年度からは関柴ダムの取水設備、令和4年度には日中ダム取水塔の管理橋の耐震補強工事を実施して、各工事とも令和6年度までに完了いたしました。また、令和元年度から令和3年度にかけては大平沼小水力発電施設の更新整備工事を実施して令和4年度から稼働しております。水管理施設については、耐用年数の超過により不具合の発生頻度が増大し、交換部品の調達も困難な状況だったため維持管理に支障を来しておりましたが、令和3年度から令和6年度にかけて更新整備工事を実施して新たな施設での運用を開始しております。

事業最終年度となる今年度は、水管理システムの最終調整や各施設の管理設備の補修などの補完的な工事を主体に実施していくこととしております。事業完了に向け、年度内で工事が完了するよう建設所職員一同、一体となって業務を遂行してまいりますので、引き続き皆様からのご指導ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴土地改良区及び組合員皆様の今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
富谷 忠之	所長	総括	秋田県
木村 泰崇	工事課長	副総括	福井県
堀内 康司	技術専門官	予算管理・工事関係・対外協議・調査設計	福島県
三星 由未	庶務係員	庶務関係	福島県
高橋 猛	用地官	用地補償関係	新潟県
阿部 佑思	用地補償係員	用地補償関係	宮城県
山谷 峻平	設計係員	工事事務・工事関係・対外協議・調査設計	青森県
佐藤 博	非常勤職員	庶務関係	福島県
千葉 俊之	非常勤職員	運転業務	福島県



中央管理所



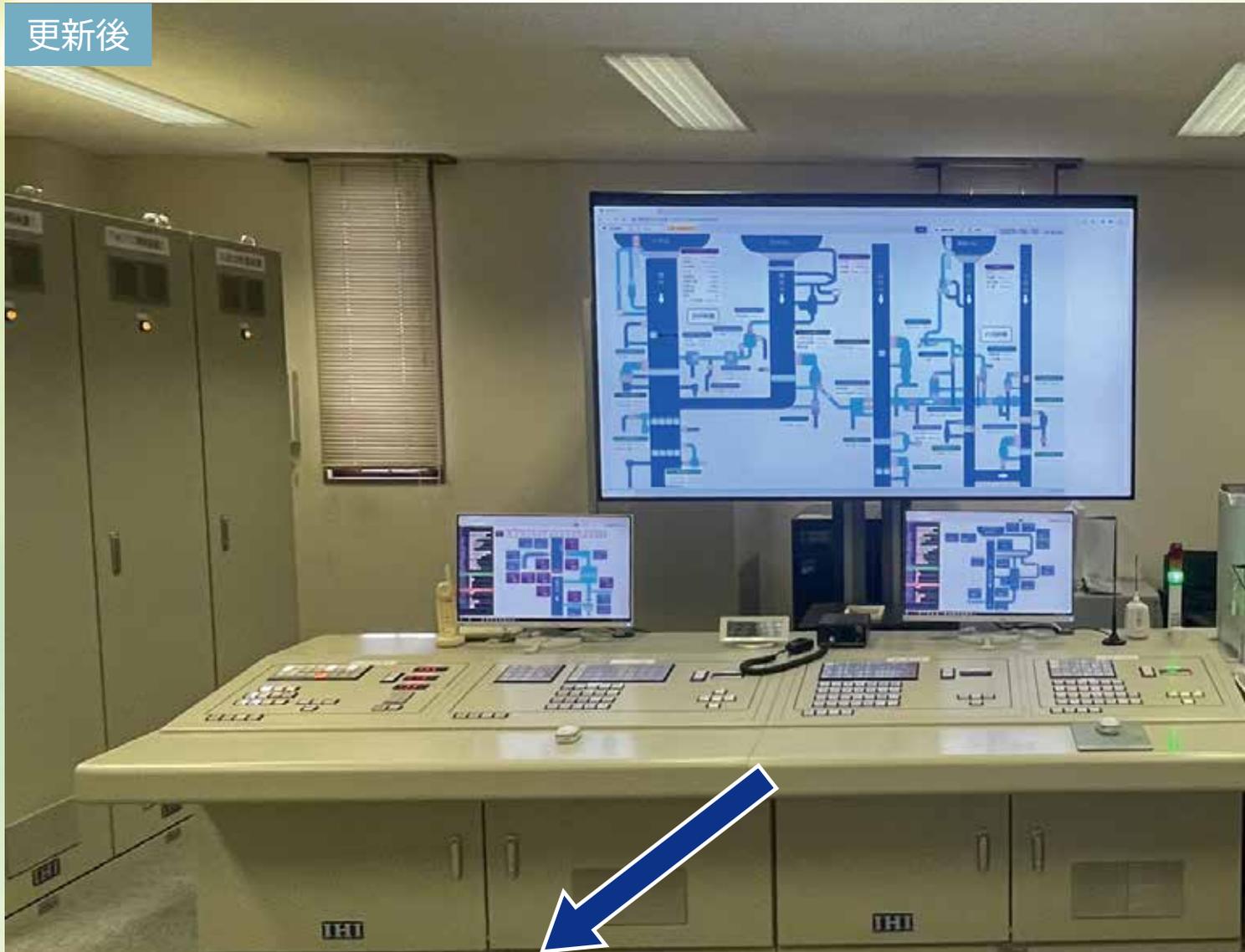
関柴分水工

■ 関連事業実施状況 国営会津北部かんがい排水事業

〈水管理施設更新工事完了〉

令和3年度着手～令和6年度完了

更新後



紙媒体に記録していた各施設の情報をデータとして記録することでペーパーレス化に対応しています。

通信回線をアナログ回線から光回線へ変更することで、回線の速度・安定性が向上し、通信費が軽減しました。



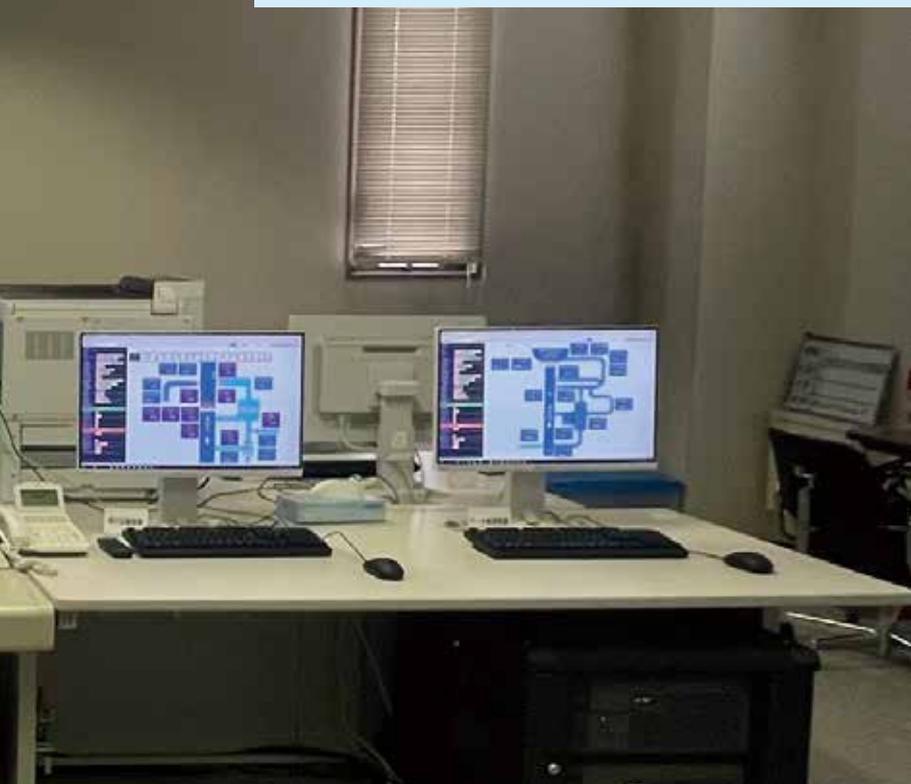
水管理システム

事務所に併設されている中央管理センターでは、水管理システムにより、管内の27箇所の主要施設（ダム・頭首工・分水工）の情報を管理・記録し、遠隔操作による取水量の調整が行われています。

平等な用水配分を可能とするために必要不可欠な施設です。



水管理システムは、造成より30年以上が経過し、老朽化に伴う故障や部品交換が必要となっていました。交換部品の生産終了等により、在庫の確保が困難な状況となっていました。



更新前



専門的だった部品を汎用性の高い部品にすることで、安価で安定した供給が可能となりました。

かんがい用水の運用

代かき期最大量 通水期間 **5月 6日から5月20日**
 普通期量 通水期間 **5月21日から9月 6日**

**水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！
 掛け流しはやめましょう！**

かんがい用水運用は、降水量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。

配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。



用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

水利委員会名	委員長氏名	行政区	水利委員会名	委員長氏名	行政区
八方幹線1・2・3号分水	庄 司 幸 博	松山町(吉志田)	慶徳左岸用水路	五十嵐 淳 一	塩川町(田原)
八方幹線4・5・6号分水	渡 部 新 治	岩月町(下岩崎)	慶徳右岸用水路	渡 部 和 夫	慶徳町(新宮)
八方幹線8号分水	穴 澤 之 孝	岩月町(大沢)	日中幹線1・2・3号分水	遠 藤 政 昭	熱塩加納町(日中上)
八方幹線9号分水	矢 吹 節 男	岩月町(中田付)	日中幹線4号分水	田 中 洋 一	松山町(吉志田)
八方幹線11号分水	菊 地 順 一	岩月町(稲田)	日中幹線5・6号分水	柳 澤 信 男	熱塩加納町(針生)
八方幹線13号分水	小 林 千代松	関柴町(下柴)	日中幹線7・8号分水	菊 地 義 夫	熱塩加納町(田中)
八方幹線17号分水	羽曾部 博文	熊倉町(熊倉下)	半在家頭首工	原 光 喜	熱塩加納町(半在家)
諏訪頭首工	安 藤 正 臣	塩川町(宮ノ目)	堂畑頭首工	手代木 義 一	豊川町(堂畑)
三吉幹線	東 條 敬 太	塩川町(中ノ目)	中江堰	五十嵐 克 敏	上三宮町(下三宮)
一の堰頭首工	渡 部 清 孝	豊川町(一の堰)	宇津野・栗生沢堰	山 口 洋 一	熱塩加納町(栗生沢)
塩川幹線用水路	花 見 壽 保	塩川町(赤星)	沼川	菊 地 善 一 郎	岩月町(治里)
松野本右岸用水路	飯 野 智	上三宮町(五分一)	遠田貝沼	大 竹 義 喜	塩川町(上遠田)
松野左岸用水路	慶 徳 孝 幸	豊川町(太郎丸)	遠田第二	星 彰 雄	塩川町(下遠田)
松野右岸用水路	岩 崎 茂 治	慶徳町(豊岡)			

担 当 理 事 庄司 英喜(委員長) 山口 隆夫 石井 善治

日中ダム水系施設巡視嘱託員 安部 静雄

遠田貝沼揚水機場管理人 星 清太郎(下遠田) 遠田第二揚水機管理人 星 慶喜(下遠田)

お問い合わせ窓口
専業管理課
 0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。
 なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々をお願いしています。
 変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。
 日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。
 先達の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

水田への掛け流しは用水不足の原因となり、他の組合員への迷惑となりますので**お止めください**。
 各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。

水路にゴミを捨てないでください、不法投棄は犯罪です。
 刈草の管理を徹底してください。水路詰まりの原因になり、下流のみなさんが困っています。

お知らせ

堀浚い・堰上げ

各地域での堀浚い作業等大変ご苦労様でした。
また、水利委員会の皆様、代かき用水の通水立会・調整のご協力ありがとうございました。



賦課金の領収書発行の廃止について(口座振替対象者)

これまで賦課金を口座振替で納入されている組合員の皆様には、毎年12月に領収書を送付しておりましたが、行政機関等の口座振替においても領収書の発行をしていない事から**令和7年度振替分から領収書の発行を廃止**することと致しました。

今後はお手数ですが、賦課金納入通知書と預貯金通帳で振替結果をご確認いただき、**通知書を大切に保管するようお願いいたします。**
皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※確定申告の際には、賦課金納入通知書と口座振替した事実が確認できるよう、記帳した預貯金通帳が必要となります。



退職者のお知らせ

遠藤 龍輔さん(総務課係長) R7.3.31付け退職
今後のご活躍を心より応援しております。

表紙の写真 福島県会津農林事務所では、ふくしまの農育推進事業「田んぼの学校」の活動として、小学校と連携し、田植え・稲刈り・生き物調査・土地改良施設見学などを実施しています。

平成30年から令和4年は関柴小学校、令和5年から令和6年には熱塩小学校が対象となり、生徒達は元気に楽しく活動に取り組んでくれました。

活動の様子が福島県農林水産部のYouTubeにて紹介されていますので、是非ご覧ください。

事務局体制

事務局長	鈴木 秀 優
事業管理課 課長	磯部 和 孝
総務課 課長(会計主任)	須田 恵 香
事業管理課 主査	川口 貴 也
事業管理課 主査	菊地 悠 樹
事業管理課 技師	花見 龍之介
総務課 嘱託職員	生江 久 子

〒966-0017 福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1
TEL 0241-22-7356 FAX 0241-22-7396

業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)

忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更(組合員の権利、賦課金納付等の義務)は
法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの**手続きでは変更できません**。
忘れずに土地改良区に**関係書類の届出**をして、**手続きを行ってください**。

- 農地を異動したとき
(売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなったとき
(相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき

組合員資格 得喪の通知

【土地改良法第43条】義務

- **土地改良区の組合員**(維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者)となるのは、
管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者(未登記の法定相続含む)です。→【土地改良法第3条】
- 組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**耕作者か所有者**のいずれかであり任意です。
所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、**誰が組合員となるか、賃借料決定の前によく話し
合い**、組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**(連名)の届出を土地改良区へ提出してくだ
さい。

福島県農業振興公社(中間管理機構)による**中間管理権設定の場合も同様**です。→【土地改良法第43条】

なお、耕作権(中間管理権含む)が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合に
は**農業委員会への届出と承認が別途必要**です。

※賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課されます。売買・利用権・相続などで権利が異動した際、未登記や届出の不履
行、耕作権の新規設定や解除の場合、賦課金の納付義務は継承組合員にあります。

権利異動の際には特にご注意ください。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき

農地転用等の通知 地区除外申請

「**農地転用許可申請に要する意見書交付願**」の申請期日は**毎月20日前後**となります。

申請はお早めをお願いいたします。

期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。

意見書交付には**決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料の納入**が必要です。

※公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納入が必要ですのでご注意ください。

令和7年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区決済金 107,300 円 / 10a
- 遠田貝沼水系地区決済金 92,600 円 / 10a
- 遠田第二水系地区決済金 74,000 円 / 10a

※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

案内図



業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)